

「現金の流動性と匿名性に対する課税」

第7期 客員研究員
東北大学大学院法学研究科准教授
藤岡祐治

要約

現金に対する所得課税は現在行われていないが、本稿は、現金の保有から生ずる帰属所得に対する所得課税を理論的観点から考察するものである。本稿は、現金の流動性と匿名性という特質に着目して、検討を行った。

まず、現金の流動性を検討する前提として、流動性の一般的な定義を確認した。流動性の差によってリスクの等しい資産の収益率が異なることもあるが、現金と国債についても同様に考えることができる。すなわち、現金の保有は、収益を生まないが、国債に比べ流動性が高く、支払手段として用いることができる。したがって、この流動性は利子を受け取らないことの対価であり、現金の保有によって流動性という帰属所得が発生していると考えられることができる。現在の所得課税は、この帰属所得を課税していないが、これは流動性の高い資産を有利に扱い、資産選択を歪めている可能性がある。そこで、現金の保有によって生ずる流動性という帰属所得を課税することも考えられるが、流動性の計測が難しいという問題を抱えている。

現在のように現金以外の様々な支払手段を利用できる状況において、現金によって流動性を確保する必要性は以前に比べ低下している。それにもかかわらず、現金の発行高が増えている1つの仮説として、現金の匿名性に価値を見出していることが考えられる。そのため、資産選択として現金を選択する場合、流動性と同様に匿名性という便益を享受していると考えられることができる。そこで、現金の保有によって匿名性という帰属所得が発生しており、それに対する課税を考えることも不可能ではない。なお、これは現金の匿名性が引き起こす外部性を内部化するための課税ではない。もっとも、現金の保有によって生ずる匿名性という帰属所得に対する課税も、匿名性をどのように測るかという問題が残る。

以上のように実際上の課題は多いが、現行の所得課税が理論的に考えられる制度とどのような差異があり、それがどのような影響を資産選択などに及ぼしているかの検討は必要であろう。

(掲載誌：藤岡祐治「現金の流動性と匿名性に対する課税」論究ジュリスト 29号 204頁 (2019))

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。